

※別紙 2

【市補助金】※一部抜粋

●いちき串木野市新規まぐろ漁業就業者支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まぐろ漁業に就業する者が、継続的に本市のまぐろ漁業の活性化及び水産業振興に寄与するため、市長が予算の範囲内において交付する新規まぐろ漁業就業者支援金(以下「支援金」という。)について、いちき串木野市補助金等交付規則(平成 17 年いちき串木野市規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、新規まぐろ漁業就業者とは、新たにまぐろ漁業に就業する水産高等学校、海上技術学校及び海上技術短期大学校を新規卒業した者又は6級以上の海技士免状有資格者で、おおむね 40 歳以下である者をいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の対象者(以下「対象者」という。)は、新規まぐろ漁業就業者で、本市に船籍を有する遠洋まぐろはえ縄漁船(以下「まぐろ漁船」という。)に乗船し、航海終了後、まぐろ漁船への次の乗船が確定した者(乗船期間が1年以上見込まれる者に限る。)とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象者1人につき 50 万円とし、1回限りとする。

●いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のまぐろ漁業事業所が船員の確保育成を積極的に実施することにより継続的に本市のまぐろ漁業の活性化及び水産業振興に寄与するため、市長が予算の範囲内において交付するまぐろ漁業就業者確保育成事業補助金(以下「補助金」という。)について、いちき串木野市補助金等交付規則(平成 17 年いちき串木野市規則第 48 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まぐろ漁業就業者確保育成事業 事業所が、乗組員に対して、海技免許等取得機関で新規又は上級の海技免許等を取得するための講習等費用を負担することにより支援する取組

(2) 事業所 いちき串木野市内に本社を有するまぐろ漁業事業所

(3) 海技免許等 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信)、海上特殊無線技士、衛生管理者等の免許

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、乗組員に対して海技免許等を取得するための費用を負担する事業所とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、事業所が雇用する乗組員が海技免許等を取得するための講習等費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国県費補助金その他の給付を除く海技免許等の取得に係る講習等費用の10分の5以内の額とし、海技免許等取得件数1件につき20万円を限度とする。

【いちき串木野市漁業後継者協議会の取り組み】

まぐろ漁業後継者対策に係る「担い手の確保・育成」を主たる目的とし、市・市教育委員会・市議会・船主協会・船員組合・市内中学校・水産高校で組織している。

(令和6年度の主な取組内容)

- ・漁業ガイダンス9回(新潟・愛知・三重・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄)
- ・水産高校等学校訪問5回(山口・福岡・長崎・熊本・鹿児島)
- ・漁業就業支援フェア3回(東京・福岡)